産婦健康診査(産後2週間・産後1か月)の費用助成のお知らせ



関ケ原町では、出産後間もない時期のお母さんのからだとこころの健康状態を確認する、 産後2週間・産後1か月の時期に行う産婦健康診査の費用を助成いたします。 産後は心身ともに体調を崩しやすい時期です。ぜひ受診しましょう。

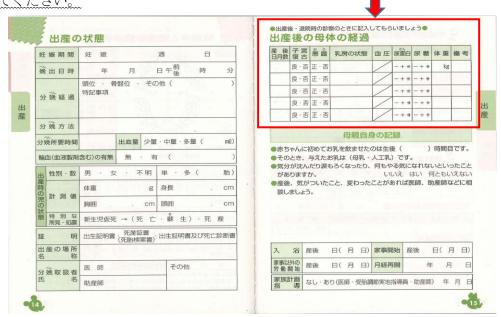
【対象となる方】

- ・健診受診日および助成金申請日に関ケ原町に住所を有する方。
- ・産婦健康診査受診票を使用できない医療機関に受診中の方(県外医療機関や県内一部医療機関) 【健診の受診時期と助成金額】
- ・産後2週間及び産後1か月時の産婦健康診査に要した費用のうち、それぞれ上限5,000円を助成。
- ・健診項目は「問診」、「身体所見」等の医療機関で実施する産婦健康診査項目。
- ・乳児の1か月児健康診査は助成対象外になります。
- ・産婦健康診査の健診料は医療機関によって異なります。そのため、健診料が公費負担助成額を上回る場合や、対象項目以外の検査をした場合は、自己負担が発生します。
- ※医療機関によっては、産後2週間時の産婦健康診査の実施がない場合があります。

【申請の流れ】

1.産婦健康診査受診後、健診費用は全額窓口でお支払いください。その際、必ず産婦健康診査を受診したことが明記してある領収書を受け取ってください。領収書には医療機関の印が必要です。

2.受診した医療機関にて、母子健康手帳「出産後の母体の経過」に産婦健康診査の結果を記載して もらってください。 ■



3.健診受診日から6か月以内に下記の書類をそろえ、保健センターに申請してください。

【申請時の書類】

①領収書 ②印鑑 ③母子健康手帳(母子健康手帳の「出産後の母体の経過」に記載されていること)

④振込先である銀行等の口座がわかるもの (通帳等)